

平成30年度 第12回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成31年2月8日開催)

1 会議の名称

平成30年度 第12回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

平成31年2月8日（金） 午後1時～午後3時10分

3 場所

一般財団法人ふくしま市町村支援機構 ふくしま中町会館6階特別会議室

4 議事

5 出席者等

(1) 環境影響評価審査会

稲森悠平委員（審査会長）、遠藤菜緒子委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、濱田幸雄委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員
以上8名

(2) 事務局

生活環境部次長（環境共生担当）塩見俊夫、主任主査 國分作裕、副主任主査 新村博、副主任主査 小島央 以上4名

(3) 傍聴者

一般5名、報道機関1名

6 議事内容

■開会

- (1) (仮称)八木沢風力発電事業環境影響評価方法書について（知事意見に係る答申案）
- (2) 廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (3) (仮称)内郷高坂太陽光発電事業環境影響評価方法書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (4) 原町南メガソーラー発電所に係る第二区分事業届出書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (5) トーエネック本宮太陽光発電所に係る第二区分事業届出書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (6) その他

■議事録署名人の選出

稲森会長が遠藤委員、由井委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

- (1) (仮称)八木沢風力発電事業環境影響評価方法書について（知事意見に係る答申案）

審査会構成員からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。

(井上専門委員)

答申案の4ページ、「9 廃棄物等について」の内容について、廃棄物を対象事業実施区域から搬出する場合の具体的な処理計画を準備書に記載する内容を追加してください。

(事務局)

承知しました。

(由井委員)

答申案の2ページ、「4 地形・地盤について」。4行目の「道路管理者と協議を行い・・・」において協議する内容が不明なので、「上記について道路管理者と協議を行い・・・」としてはどうでしょうか。

(事務局)

承知しました、そのように追加します。

(稲森委員)

答申案の4ページ、「7 動植物・生態系について (3)」の5行目以降の鳥類、コウモリ類の保全措置については、一般の方からもたくさん意見が出されておりますので重要な内容です。超音波発生装置の設置なども含めて、事業者さんにはしっかりと対応をお願いしたいと思います。

(由井委員)

鳥類、コウモリ類の保全措置については、これらを複合的に組み合わせることが重要です。発電所の運転開始後の調査で、被害が出ていることが判明してから保全措置を考えるのではなく、あらかじめ、現状で考えられる保全措置を導入できるように風力発電機を設計しておくことが必要です。

(事務局)

はい。答申案においても具体的な保全措置の内容を準備書に記載することを求めています。

(稲森委員)

他に意見がなければ、以上で本件の審議を終わります。

(2) 廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価書について（事業者による説明、質疑応答等）

事業者が同評価書の概要説明、準備書に対する知事意見への対応及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(稲森委員)

評価書本編の19、20ページの給排水フロー及び排水処理設備に関して、排水の有機物濃度が低いように思われますが、ばっ気槽の活性汚泥は十分に存在していますか。

(事業者)

活性汚泥は十分に存在しています。

(稲森委員)

図書に、排水処理前の原水の水質が記載されていないので確認しました。原水の水質はどの程度ですか。

(事業者)

詳細な値は後日確認しますが、排水の大部分が製紙工程で発生するので、排水に含まれるスラッジの大部分が繊維分です。生活排水の割合はわずかです。

(稲森委員)

原水のBOD、COD、測定していれば窒素やりん濃度についても水質の測定結果を図書に記載するようにしてください。

(事業者)

承知しました、現在測定している項目の結果を評価書に記載します。

(川越委員)

資料3の質問番号18に関連して、水生生物の事後調査を実施すること

ですが、排水の放流先である井ノ上川は小流域なので、事業所排水の影響を受けやすいと思われます。水温は測定していますか。

(事業者)

はい、測定しています。いわき市との協定に基づき、放流口から鮫川合流地点間において4地点で測定しています。

(川越委員)

水温は環境影響を把握するうえで重要な項目なので、評価書に記載してください。排水が鮫川に合流する前後の水質については、できれば毎月測定するようになしてください。

(事業者)

はい、できる限り実施するようにいたします。

(由井委員)

資料2の4ページにある燃料使用計画について、購入燃料のRPFの使用量が1時間当たり7.8トンと最も多いですが、RPFにはバイオマスも含まれていますか。

(事業者)

はい、燃料の4割程度が紙なのでバイオマスが含まれています。

(由井委員)

資料2の16ページの下部にある表「燃料の種類及び使用量購入燃料」の参考①の木質チップが682,500トンとありますが、これは新設廃棄物ボイラーで使用する量ではなく、既存の3号、4号ボイラーで使用する量ですか。

(事業者)

はい、新設廃棄物ボイラーでは木質チップ燃料を使用しないので、既存ボイラーで使用する量です。

(由井委員)

資料2の17ページの下部にある表「二酸化炭素排出量の予測結果」は、既

存施設と新設廃棄物ボイラーの合計排出量ですか。

(事業者)

はい、その通りです。

(由井委員)

木質チップ等はカーボンニュートラルですが、新設廃棄物ボイラーの主燃料であるRPFは化石燃料由来成分も含まれているので、施設単体で見れば二酸化炭素の発生量は増加します。RPFに含まれる化石燃料由来部分とバイオマス由来部分を分け、バイオマス由来部分についてはカーボンニュートラルに仕分けるなど、その実情が分かるように、新設廃棄物ボイラーの建設前後で、各施設の二酸化炭素発生量の変化が分かるような表を作成してください。

(事業者)

承知しました。

(井上専門委員)

確認ですが、ボイラーで使用する燃料が放射性物質で汚染されている可能性はありませんか。

(事業者)

焼却灰に放射性物質が含まれて濃縮すると産業廃棄物として処理できないので、放射性物質を含む燃料は購入しておりません。

(井上専門委員)

分かりました。

(稲森委員)

他に質問がなければ、以上で本件の審議を終わります。

(3) (仮称)内郷高坂太陽光発電事業環境影響評価方法書について (事業者による説明、質疑応答等)

事業者が同方法書の概要説明及び事前に審査会構成員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(由井委員)

須藤専門委員からも同様の質問がありますが、対象事業実施区域内の流域がよく分からないので、再度作成して、後日配布してください。また、改変部分26.7ヘクタールの現況植生の構成(面積)が分からないので、できるだけ早く作成して配布してください。

(事業者)

承知しました。

(川越委員)

資料5のスライド番号54、「流れの状況」の調査手法が「目視観察」と書かれていますが、何をどうするのか全く分からないので、もっと具体的に記載してください。

また、今後実施するボーリング調査により得られるN値などのデータも各種評価に利用するようにしてください。

(事業者)

承知しました。

(須藤専門委員)

ゴルフ場の既存の調整池は利用するのですか。

(事業者)

いいえ、新たに調整池を建設する計画です。

(須藤専門委員)

分かりました。

(稲森委員)

他に質問がなければ、以上で本件の審議を終わります。

(4) 原町南メガソーラー発電所に係る第二区分事業届出書について(事業者による説明、質疑応答等)

事業者から、当事業計画の概要説明及び事前に審査会構成員から出された質

問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(井上専門委員)

対象事業実施区域は福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内であり、場所によっては放射線量が高い可能性があります。資料の放射線量マップが2013年の結果になっているので、最近の測定結果を把握するようにしてください。確認のために、事業実施区域内の複数地点で空間線量率を測定してください。線量が高い場所については、土壌中の放射性物質濃度を測定してください。

放射性物質濃度が高い廃棄物が発生した場合の処理はどうなりますか。

(事業者)

測定については承知しました。廃棄物の処理について、平成29年度以降の事業で発生した廃棄物は、通常の廃棄物として廃棄物処理法に基づき処理することになっています。

(井上専門委員)

確認のため、南相馬市と廃棄物処理について協議してください。

(事業者)

承知しました。

(稲森委員)

現地の放射線量の状況、除染作業との関係、沈砂池が不要であること等について確認したうえで、事業を進めてください。他に質問がなければ、以上で本件の審議を終わります。

(5) トーエネック本宮太陽光発電所に係る第二区分事業届出書について(事業者による説明、質疑応答等)

事業者から、当事業計画の概要説明及び事前に審査会構成員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(井上専門委員)

トーエネックさんとして福島県内での事業は初めてですか。

(事業者)

2メガワット程度の事業は県内で数件実績がありますが、本事業のような大規模な案件は初めてになります。

(由井委員)

確認ですが、資料9にある事業規模において、当審査会では登記面積と実測面積のどちらを適用するのですか。

(事務局)

当県環境影響評価条例施工規則の規定上、事業を実施するために取得した土地の登記上の面積73.9659ヘクタールを適用します。

(由井委員)

分かりました。

(稲森委員)

他に質問がなければ本件の審議を終わります。

(6) その他

- (仮称)八木沢風力発電事業の事業者との意見交換
- 桧山高原牧場における風力発電事業の事後調査結果について
- 今後の予定について

■閉会